

誤

正

受発注者コミュニケーションガイド

受発注者コミュニケーションガイド

I 設計変更ガイドライン(案) keypoints

I 設計変更ガイドライン(案) keypoints

設計変更可能なケース【資機材・労務の高騰や供給不足】(P21)

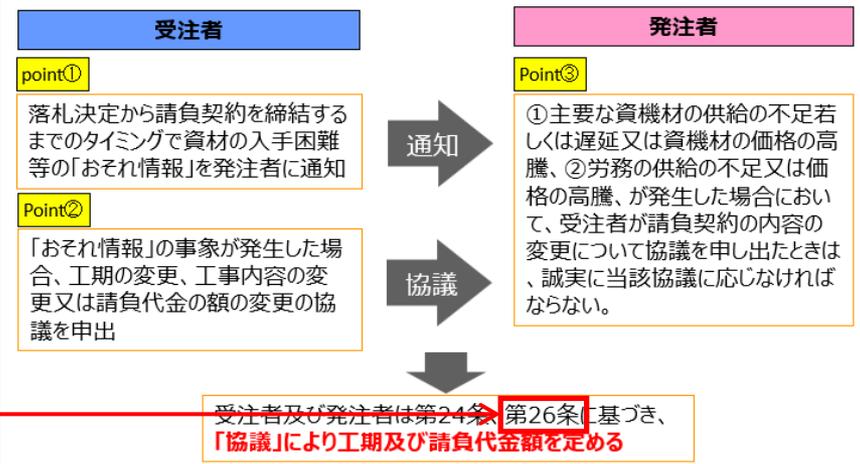
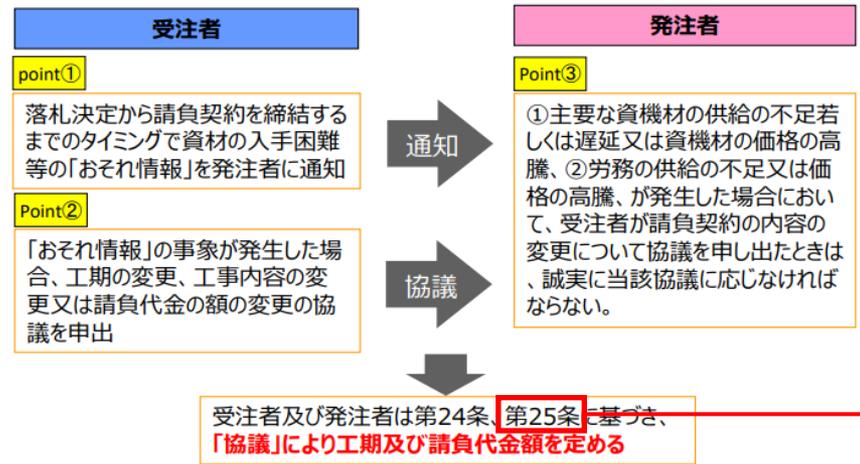
設計変更可能なケース【資機材・労務の高騰や供給不足】(P21)

【keypoint】

【keypoint】

- ①受注者は、落札決定から請負契約を締結するまでのタイミングで資材の入手困難等の「おそれ情報」を発注者に通知しなければならない
- ②受注者は、「おそれ情報」の事象が発生した場合、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更の協議を申し出ることができる
- ③発注者は、①**主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**、②**労務の供給の不足又は価格の高騰**、が発生した場合において、**受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない**

- ①受注者は、落札決定から請負契約を締結するまでのタイミングで資材の入手困難等の「おそれ情報」を発注者に通知しなければならない
- ②受注者は、「おそれ情報」の事象が発生した場合、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更の協議を申し出ることができる
- ③発注者は、①**主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**、②**労務の供給の不足又は価格の高騰**、が発生した場合において、**受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない**



ex. ア. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
 イ. 資機材の供給が逼迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合
 ウ. 労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合

ex. ア. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
 イ. 資機材の供給が逼迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合
 ウ. 労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合